

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

平成24年8月1日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第22号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休憩時間) 第10条 (略) 2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、<u>午後0時から午後0時45分までの範囲内で、別に定める。</u></p> <p>(特別休暇) 第25条 (略) (1)―(6) (略) (7) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間</u> (8)―(23) (略) 2・3 (略)</p> <p>第41条 職員は、勤務時間外又は休日等に登庁したときは、その理由を守衛の職務に従事する者（出先機関にあっては、大阪広域水道企業団当直規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第2号。以下「当直規程」という。）第3条の当直員又は警備員とする。以下「守衛等」という。）に通知しなければならない。また、退庁しようとするときは、守衛等に通知するとともに、事務所の戸締りに立ち合わなければならない。 2 (略)</p> <p>別表第4（第25条関係） (略)</p>	<p>(休憩時間) 第10条 (略) 2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、<u>午後0時15分から午後1時までの範囲内で、別に定める。</u></p> <p>(特別休暇) 第25条 (略) (1)―(6) (略) (7) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間</u> (8)―(23) (略) 2・3 (略)</p> <p>第41条 職員は、勤務時間外又は休日等に登庁したときは、その理由を守衛の職務に従事する者（出先機関にあっては、大阪広域水道企業団当直規程（平成23年大阪府営水道企業訓令第2号。以下「当直規程」という。）第3条の当直員又は警備員とする。以下「守衛等」という。）に通知しなければならない。また、退庁しようとするときは、守衛等に通知するとともに、事務所の戸締りに立ち合わなければならない。 2 (略)</p> <p>別表第4（第25条関係） (略)</p>

備考 1 生計を <u>二</u> にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2 - 4 (略)	備考 1 生計を <u>1</u> にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2 - 4 (略)
---	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。